

電原運第178号

平成26年2月28日

原子力規制庁

原子力防災課長

金子 修一 様

中国電力株式会社

電源事業本部部長（原子力管理）

林 司

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画における読み替えについて

平素より当社事業運営に関しまして、格別のご指導とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年12月2日付けで修正した島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画について、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律が平成26年3月1日に施行されることによる、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散、原子力規制委員会の体制の変更に伴い記載を変更しましたので、次回の修正まで添付資料のとおり読み替えにより運用させていただきたく、よろしく取り計らいお願いいたします。

今後ともご指導賜りますようお願いいたします。

添付資料

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画読み替え表

以 上

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画読み替え表

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画について下記のとおり読み替えを行う。

※読み替え箇所は下線にて明示しています。

現 行	読 み 替 え 後	理 由
第 1 章 総則 (省略) 第 2 節 定義 (省略) 20. 統合原子力防災ネットワーク 原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第2条第2項の6号に規定する、総理大臣官邸、原子力規制庁、緊急事態応急対策等拠点施設（以下、「オフサイトセンター」という。）<u>及び独立行政法人原子力安全基盤機構</u>とを接続する情報通信ネットワーク（地上系ネットワーク及び衛星系ネットワーク）をいう。 (省略) 第 2 章 原子力災害予防対策の実施 (省略) 第 5 節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検 1. 緊急時対策所 (省略) (4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。 なお、原子力防災管理者は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁、オフサイトセンター<u>及び独立行政法人原子力安全基盤機構</u>との接続が確保できることを確認する。	第 1 章 総則 (省略) 第 2 節 定義 (省略) 20. 統合原子力防災ネットワーク 原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第2条第2項の6号に規定する、総理大臣官邸、原子力規制庁、<u>及び</u>緊急事態応急対策等拠点施設（以下、「オフサイトセンター」という。）とを接続する情報通信ネットワーク（地上系ネットワーク及び衛星系ネットワーク）をいう。 (省略) 第 2 章 原子力災害予防対策の実施 (省略) 第 5 節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検 1. 緊急時対策所 (省略) (4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。 なお、原子力防災管理者は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁<u>及び</u>オフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。	独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に伴う修正 独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に伴う修正

現 行	読 み 替 え 後	理 由
(省略) 2. 原子力災害対策室 (省略) (4) 部長（原子力管理）は、原子力災害対策室に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。 なお、部長（原子力管理）は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁、オフサイトセンター及び独立行政法人原子力安全基盤機構との接続が確保できることを確認する。 (省略)	(省略) 2. 原子力災害対策室 (省略) (4) 部長（原子力管理）は、原子力災害対策室に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。 なお、部長（原子力管理）は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁及びオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。 (省略)	独立行政法人原子力安全 基盤機構の解散に伴う修正

現 行	読 み 替 え 後	理 由
別図４－１ 敷地境界放射線上昇事象が発生した場合の通報及び連絡経路 (原子炉施設) 原子力防災管理者 - 島根県知事 - 松江市長 - 鳥取県知事 - 出雲市長 - 安来市長 - 雲南市長 - 米子市長 - 境港市市長 - 松江市鹿島支所長 - 松江市島根支所長 - 島根県警察本部 - 鳥取県警察本部 - 松江警察署 - 松江市消防本部 - 自衛隊島根地方協力本部 - 島根労働局 - 松江労働基準監督署 - 境海上保安部 - 原子力保安検査官 - 原子力防災専門官 - 内閣府（内閣総理大臣） - 内閣府（政策統括官付） - 内閣官房 - 原子力規制委員会（原子力規制庁原子力防災課） - 経済産業省（資源エネルギー庁原子力政策課） - 中国経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課 ：安全協定及び情報連絡に係る運用に基づく通報先	別図４－１ 敷地境界放射線上昇事象が発生した場合の通報及び連絡経路 (原子炉施設) 原子力防災管理者 - 島根県知事 - 松江市長 - 鳥取県知事 - 出雲市長 - 安来市長 - 雲南市長 - 米子市長 - 境港市市長 - 松江市鹿島支所長 - 松江市島根支所長 - 島根県警察本部 - 鳥取県警察本部 - 松江警察署 - 松江市消防本部 - 自衛隊島根地方協力本部 - 島根労働局 - 松江労働基準監督署 - 境海上保安部 - 原子力保安検査官 - 原子力防災専門官 - 内閣府（内閣総理大臣） - 内閣府（政策統括官付） - 内閣官房 - 原子力規制委員会（原子力規制庁原子力防災政策課） - 経済産業省（資源エネルギー庁原子力政策課） - 中国経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課 ：安全協定及び情報連絡に係る運用に基づく通報先	原子力規制委員会の体制等変更に伴う修正

現 行	読 み 替 え 後	理 由
別図４－２ 警戒事態該当事象が発生した場合の連絡経路（原子炉施設） 原子力防災管理者 - 島根県知事 - 松江市長 - 鳥取県知事 - 出雲市長 - 安来市長 - 雲南市長 - 米子市長 - 境港市長 - 松江市鹿島支所長 - 松江市島根支所長 - 島根県警察本部 - 鳥取県警察本部 - 松江警察署 - 松江市消防本部 - 自衛隊島根地方協力本部 - 島根労働局 - 松江労働基準監督署 - 境海上保安部 - 原子力保安検査官 - 原子力防災専門官 - 内閣府（内閣総理大臣） - 内閣府（政策統括官付） - 内閣官房 - 原子力規制委員会（原子力規制庁原子力防災政策課） - 経済産業省（資源エネルギー庁原子力政策課） - 中国経済産業局 資源エネルギー環境部電力・ガス事業課 ：原子力災害対策指針及び防災基本計画に基づく連絡先	別図４－２ 警戒事態該当事象が発生した場合の連絡経路（原子炉施設） 原子力防災管理者 - 島根県知事 - 松江市長 - 鳥取県知事 - 出雲市長 - 安来市長 - 雲南市長 - 米子市長 - 境港市長 - 松江市鹿島支所長 - 松江市島根支所長 - 島根県警察本部 - 鳥取県警察本部 - 松江警察署 - 松江市消防本部 - 自衛隊島根地方協力本部 - 島根労働局 - 松江労働基準監督署 - 境海上保安部 - 原子力保安検査官 - 原子力防災専門官 - 内閣府（内閣総理大臣） - 内閣府（政策統括官付） - 内閣官房 - 原子力規制委員会（原子力規制庁原子力防災政策課） - 経済産業省（資源エネルギー庁原子力政策課） - 中国経済産業局 資源エネルギー環境部電力・ガス事業課 ：原子力災害対策指針及び防災基本計画に基づく連絡先	原子力規制委員会の体制等変更に伴う修正

現 行	読 み 替 え 後	理 由
別図４－３ 原災法第１０条第１項の規定に基づく通報経路（原子炉施設） 原子力防災管理者 島根県知事 松江市長 鳥取県知事 出雲市長 安来市長 雲南市長 米子市長 境港市市長 松江市鹿島支所長 松江市島根支所長 島根県警察本部 鳥取県警察本部 松江警察署 松江市消防本部 自衛隊島根地方協力本部 島根労働局 松江労働基準監督署 境海上保安部 原子力保安検査官 原子力防災専門官 内閣府（内閣総理大臣） 内閣府（政策統括官付） 内閣官房 原子力規制委員会（原子力規制庁原子力防災課） 経済産業省（資源エネルギー庁原子力政策課） 中国経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課 : 原災法第１０条第１項の規定に基づく通報先	別図４－３ 原災法第１０条第１項の規定に基づく通報経路（原子炉施設） 原子力防災管理者 島根県知事 松江市長 鳥取県知事 出雲市長 安来市長 雲南市長 米子市長 境港市市長 松江市鹿島支所長 松江市島根支所長 島根県警察本部 鳥取県警察本部 松江警察署 松江市消防本部 自衛隊島根地方協力本部 島根労働局 松江労働基準監督署 境海上保安部 原子力保安検査官 原子力防災専門官 内閣府（内閣総理大臣） 内閣府（政策統括官付） 内閣官房 原子力規制委員会（原子力規制庁原子力防災政策課） 経済産業省（資源エネルギー庁原子力政策課） 中国経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課 : 原災法第１０条第１項の規定に基づく通報先	原子力規制委員会の体制等変更に伴う修正

現 行	読 み 替 え 後	理 由
別図４－４ 原災法第１０条第１項の規定に基づく通報経路（事業所外運搬） 事業所外運搬責任者 → 原子力防災管理者 - 事象発生場所を管轄する都道府県知事 - 事象発生場所を管轄する市町村長 - 事象発生場所を管轄する警察署 - 事象発生場所を管轄する消防署 - 事象発生場所を管轄する自衛隊 - 事象発生場所を管轄する労働局 - 事象発生場所を管轄する労働基準監督署 - 事象発生場所を管轄する海上保安部 - 原子力保安検査官 - 原子力防災専門官 - 内閣府（内閣総理大臣） - 内閣府（政策統括官付） - 内閣官房 - 原子力規制委員会（原子力規制庁原子力防災課） - 経済産業省（資源エネルギー庁原子力政策課） - 中国経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課 - 国土交通大臣 - 事象発生が海上の場合：海事局検査測定課 - 事象発生が陸上の場合：自動車局環境政策課 ：原災法第１０条第１項の規定に基づく通報先	別図４－４ 原災法第１０条第１項の規定に基づく通報経路（事業所外運搬） 事業所外運搬責任者 → 原子力防災管理者 - 事象発生場所を管轄する都道府県知事 - 事象発生場所を管轄する市町村長 - 事象発生場所を管轄する警察署 - 事象発生場所を管轄する消防署 - 事象発生場所を管轄する自衛隊 - 事象発生場所を管轄する労働局 - 事象発生場所を管轄する労働基準監督署 - 事象発生場所を管轄する海上保安部 - 原子力保安検査官 - 原子力防災専門官 - 内閣府（内閣総理大臣） - 内閣府（政策統括官付） - 内閣官房 - 原子力規制委員会（原子力規制庁原子力防災政策課） - 経済産業省（資源エネルギー庁原子力政策課） - 中国経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課 - 国土交通大臣 - 事象発生が海上の場合：海事局検査測定課 - 事象発生が陸上の場合：自動車局環境政策課 ：原災法第１０条第１項の規定に基づく通報先	原子力規制委員会の体制等変更に伴う修正

現 行	読 み 替 え 後	理 由
別図５－１ 敷地境界放射線上昇事象が発生した場合の通報後の連絡経路 (原子炉施設) 原子力防災管理者 - 島根県知事 - 松江市長 - 鳥取県知事 - 出雲市長 - 安来市長 - 雲南市長 - 米子市長 - 境港市市長 - 松江市鹿島支所長 - 松江市島根支所長 - 島根県警察本部 - 鳥取県警察本部 - 松江警察署 - 松江市消防本部 - 自衛隊島根地方協力本部 - 島根労働局 - 松江労働基準監督署 - 境海上保安部 - 原子力保安検査官 - 原子力防災専門官 - 内閣府（内閣総理大臣） - 内閣府（政策統括官付） - 内閣官房 - 原子力規制委員会（原子力規制庁原子力防災課） - 経済産業省（資源エネルギー庁原子力政策課） - 中国経済産業局 資源エネルギー環境部電力・ガス事業課 ：安全協定及び情報連絡に係る運用に基づく連絡先	別図５－１ 敷地境界放射線上昇事象が発生した場合の通報後の連絡経路 (原子炉施設) 原子力防災管理者 - 島根県知事 - 松江市長 - 鳥取県知事 - 出雲市長 - 安来市長 - 雲南市長 - 米子市長 - 境港市市長 - 松江市鹿島支所長 - 松江市島根支所長 - 島根県警察本部 - 鳥取県警察本部 - 松江警察署 - 松江市消防本部 - 自衛隊島根地方協力本部 - 島根労働局 - 松江労働基準監督署 - 境海上保安部 - 原子力保安検査官 - 原子力防災専門官 - 内閣府（内閣総理大臣） - 内閣府（政策統括官付） - 内閣官房 - 原子力規制委員会（原子力規制庁原子力防災政策課） - 経済産業省（資源エネルギー庁原子力政策課） - 中国経済産業局 資源エネルギー環境部電力・ガス事業課 ：安全協定及び情報連絡に係る運用に基づく連絡先 原子力規制委員会の体制等変更に伴う修正	原子力規制委員会の体制等変更に伴う修正

現 行	読 み 替 え 後	理 由
別図 5 - 2 警戒事態該当事象が発生した場合の連絡後の連絡経路（原子炉施設） <pre> graph LR A[原子力防災管理者] --> B[島根県知事] A --> C[松江市長] A --> D[鳥取県知事] A --> E[出雲市長] A --> F[安来市長] A --> G[雲南市長] A --> H[米子市長] A --> I[境港市市長] A --> J[松江市鹿島支所長] A --> K[松江市島根支所長] A --> L[島根県警察本部] A --> M[鳥取県警察本部] A --> N[松江警察署] A --> O[松江市消防本部] A --> P[自衛隊島根地方協力本部] A --> Q[島根県労働局] A --> R[松江労働基準監督署] A --> S[境海上保安部] A --> T[原子力保安検査官] A --> U[原子力防災専門官] A --> V[内閣府（内閣総理大臣）] A --> W[内閣府（政策統括官付）] A --> X[内閣官房] A --> Y[原子力規制委員会（原子力規制庁原子力防災課）] A --> Z[経済産業省（資源エネルギー庁原子力政策課）] A --> AA[中国経済産業局 資源エネルギー環境部電力・ガス事業課] </pre> ：原子力災害対策指針及び防災基本計画に基づく報告先	別図 5 - 2 警戒事態該当事象が発生した場合の連絡後の連絡経路（原子炉施設） <pre> graph LR A[原子力防災管理者] --> B[島根県知事] A --> C[松江市長] A --> D[鳥取県知事] A --> E[出雲市長] A --> F[安来市長] A --> G[雲南市長] A --> H[米子市長] A --> I[境港市市長] A --> J[松江市鹿島支所長] A --> K[松江市島根支所長] A --> L[島根県警察本部] A --> M[鳥取県警察本部] A --> N[松江警察署] A --> O[松江市消防本部] A --> P[自衛隊島根地方協力本部] A --> Q[島根県労働局] A --> R[松江労働基準監督署] A --> S[境海上保安部] A --> T[原子力保安検査官] A --> U[原子力防災専門官] A --> V[内閣府（内閣総理大臣）] A --> W[内閣府（政策統括官付）] A --> X[内閣官房] A --> Y[原子力規制委員会（原子力規制庁原子力防災政策課）] A --> Z[経済産業省（資源エネルギー庁原子力政策課）] A --> AA[中国経済産業局 資源エネルギー環境部電力・ガス事業課] </pre> ：原子力災害対策指針及び防災基本計画に基づく報告先	原子力規制委員会の体制等変更に伴う修正

現 行

別図 5-3 原災法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報後の連絡経路（原子炉施設）

```

graph TD
    A[原子力防災管理者] --> B[島根県知事]
    A --> C[松江市長]
    A --> D[鳥取県知事]
    A --> E[出雲市長]
    A --> F[安来市長]
    A --> G[雲南市長]
    A --> H[米子市長]
    A --> I[境港市市長]
    A --> J[松江市鹿島支所長]
    A --> K[松江市島根支所長]
    A --> L[鳥根県警察本部]
    A --> M[鳥取県警察本部]
    A --> N[松江警察署]
    A --> O[松江市消防本部]
    A --> P[自衛隊鳥根地方協力本部]
    A --> Q[島根労働局]
    A --> R[松江労働基準監督署]
    A --> S[境海上保安部]
    A --> T[原子力保安検査官]
    A --> U[原子力防災専門官]
    A --> V[内閣府（内閣総理大臣）]
    A --> W[内閣府（政策統括官付）]
    A --> X[内閣官房]
    A --> Y[原子力規制委員会（原子力規制庁原子力防災課）]
    A --> Z[経済産業省（資源エネルギー庁原子力政策課）]
    A --> AA[中国経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課]
    A --> AB[オフサイトセンター（現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会）]
    A --> AC[原子力災害対策本部（内閣府内）又は関係省庁事故対策連絡会議]

```

：原災法第 25 条第 2 項の規定に基づく応急措置の報告先

読 み 替 え 後

別図 5-3 原災法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報後の連絡経路（原子炉施設）

```

graph TD
    A[原子力防災管理者] --> B[島根県知事]
    A --> C[松江市長]
    A --> D[鳥取県知事]
    A --> E[出雲市長]
    A --> F[安来市長]
    A --> G[雲南市長]
    A --> H[米子市長]
    A --> I[境港市市長]
    A --> J[松江市鹿島支所長]
    A --> K[松江市島根支所長]
    A --> L[鳥根県警察本部]
    A --> M[鳥取県警察本部]
    A --> N[松江警察署]
    A --> O[松江市消防本部]
    A --> P[自衛隊鳥根地方協力本部]
    A --> Q[島根労働局]
    A --> R[松江労働基準監督署]
    A --> S[境海上保安部]
    A --> T[原子力保安検査官]
    A --> U[原子力防災専門官]
    A --> V[内閣府（内閣総理大臣）]
    A --> W[内閣府（政策統括官付）]
    A --> X[内閣官房]
    A --> Y[原子力規制委員会（原子力規制庁原子力防災政策課）]
    A --> Z[経済産業省（資源エネルギー庁原子力政策課）]
    A --> AA[中国経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課]
    A --> AB[オフサイトセンター（現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会）]
    A --> AC[原子力災害対策本部（内閣府内）又は関係省庁事故対策連絡会議]

```

：原災法第 25 条第 2 項の規定に基づく応急措置の報告先

原子力規制委員会の体制等変更に伴う修正

現 行	読 み 替 え 後	理 由
別図5-4 原災法第10条第1項の規定に基づく通報後の連絡経路（事業所外運搬） 事業所外運搬責任者 → 原子力防災管理者 - 事象発生場所を管轄する都道府県知事 - 事象発生場所を管轄する市町村長 - 事象発生場所を管轄する警察署 - 事象発生場所を管轄する消防署 - 事象発生場所を管轄する自衛隊 - 事象発生場所を管轄する労働局 - 事象発生場所を管轄する労働基準監督署 - 事象発生場所を管轄する海上保安部 - 原子力保安検査官 - 原子力防災専門官 - 内閣府（内閣総理大臣） - 内閣府（政策統括官付） - 内閣官房 - 原子力規制委員会（原子力規制庁原子力防災課） - 経済産業省（資源エネルギー庁原子力政策課） - 中国経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課 - 国土交通大臣 - 事象発生が海上の場合：海事局検査測度課 - 事象発生が陸上の場合：自動車局環境政策課 - 現地対策本部又はオフサイトセンター（現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会） - 原子力災害対策本部（内閣府内）又は関係省庁事故対策連絡会議 ：原災法第25条第2項の規定に基づく応急措置の報告先	別図5-4 原災法第10条第1項の規定に基づく通報後の連絡経路（事業所外運搬） 事業所外運搬責任者 → 原子力防災管理者 - 事象発生場所を管轄する都道府県知事 - 事象発生場所を管轄する市町村長 - 事象発生場所を管轄する警察署 - 事象発生場所を管轄する消防署 - 事象発生場所を管轄する自衛隊 - 事象発生場所を管轄する労働局 - 事象発生場所を管轄する労働基準監督署 - 事象発生場所を管轄する海上保安部 - 原子力保安検査官 - 原子力防災専門官 - 内閣府（内閣総理大臣） - 内閣府（政策統括官付） - 内閣官房 - 原子力規制委員会（原子力規制庁原子力防災政策課） - 経済産業省（資源エネルギー庁原子力政策課） - 中国経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課 - 国土交通大臣 - 事象発生が海上の場合：海事局検査測度課 - 事象発生が陸上の場合：自動車局環境政策課 - 現地対策本部又はオフサイトセンター（現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会） - 原子力災害対策本部（内閣府内）又は関係省庁事故対策連絡会議 ：原災法第25条第2項の規定に基づく応急措置の報告先	原子力規制委員会の体制等変更に伴う修正